

衆議院厚生労働委員会ニュース

平成 28.3.16 第 190 回国会第 6 号

3 月 16 日（水）、第 6 回の委員会が開かれました。

1 ①雇用保険法等の一部を改正する法律案（内閣提出第 9 号）

②介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案（中島克仁君外 8 名提出、衆法第 12 号）

- ・塩崎厚生労働大臣、高鳥内閣府副大臣、とかしき厚生労働副大臣、大岡財務大臣政務官、三ッ林厚生労働大臣政務官及び政府参考人並びに提出者山井和則君（民維ク）に対し質疑を行い、質疑を終局しました。
- ・②について国会法第 57 条の 3 の規定により内閣の意見を聴取したところ、塩崎厚生労働大臣から、「反対である」旨の発言がありました。
- ・両案に対し、中島克仁君（民維ク）及び高橋千鶴子君（共産）が討論を行いました。
- ・①について採決を行った結果、全会一致をもって原案のとおり可決すべきものと決しました。
（賛成一自民、民維ク、公明、共産、おおさか、結集）
- ・②について採決を行った結果、賛成少数をもって否決すべきものと決しました。
（賛成一民維ク、共産、結集 反対一自民、公明、おおさか）

（質疑者及び主な質疑内容）

高 橋 千鶴子君（共産）

- ・雇用保険の失業等給付に係る国庫負担を雇用保険法本則に定められた割合に戻す方向性について厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・育児のための短時間勤務制度の対象年齢を小学校低学年まで引き上げるとともに、学校行事等に対応するための家族責任休暇の創設を検討すべきではないか。
- ・マタニティハラスメント・セクシャルハラスメントの定義を法定し、上司・同僚からの行為を禁止すべきではないか。

浦 野 靖 人君（おおさか）

- ・育児休業取得の促進には企業の意識を高めることが重要との参考人の意見があったが、改正法案の実効性をどのように担保するのか。
- ・厚生労働省内では育児休業取得促進の取組を行っているとのことであるが、他省庁の取組状況はどうなっているのか。
- ・政府が法案を提出する場合は事前に少数会派に対して説明があるが、介護・障害福祉従事者の人材確保に関する特別措置法案の提出者からは我が党に対する説明がなかった点について、提出者に認識を伺いたい。

重 徳 和 彦君（結集）

- ・育児のための勤務時間短縮制度の対象年齢を引き上げるべきとの意見について、厚生労働大臣の見解を伺いたい。
- ・育児休業期間中と同様に介護休業期間中の社会保険料免除を認めるべきではないか。
- ・遠隔地介護等への対応として介護休業の同居・扶養要件を外すため、省令を改正すべきではないか。

堀 内 詔 子君（自民）

- ・有期契約労働者に係る育児休業の取得要件を改正する趣旨及びその内容について伺いたい。
- ・派遣労働者はマタニティハラスメントの経験率が高いことから、その防止に向けた実効性をどのように確保していくのか。
- ・仕事と介護の両立支援の拡充に伴い労務管理の負担が大きくなる中小企業に対して支援策を講ずる必要があるのではないか。

長 尾 敬君（自民）

- ・今後、介護保険のケアマネジャーは仕事と介護の両立支援に向けたアドバイスをできるようになるのか。
- ・従業員の介護離職防止に向けた先進的な取組を行っている企業に対し、政府はどのように対応しているのか。
- ・介護職員の処遇改善に向けた政府の取組状況について伺いたい。

伊 佐 進 一 君 (公明)

- ・待機児童解消のための50万人分の保育の受け皿確保が後退することはないという政府の決意を伺いたい。
- ・仕事と育児・介護の両立の取組に関し、負担が大きい中小零細企業への配慮が必要ではないか。
- ・認知度が低い仕事と介護の両立支援の普及に多面的に取り組むべきではないか。

西 村 智 奈 美 君 (民維ク)

- ・育児・介護休業法の趣旨を、現在雇用されている労働者の雇用の継続から、家族的責任を有するすべての労働者の仕事と家庭の両立支援へと拡大すべきではないか。
- ・ひとり親であることを理由とした不利益取扱い及び不合理な労働条件の禁止を法律に規定すべきではないか。
- ・子の看護休暇・介護休暇についても、育児休業・介護休業と同様に所得保障をすべきではないか。

郡 和 子 君 (民維ク)

- ・93日間を超えて介護休業を取得できるよう企業に柔軟な対応を求めるとともに、93日間を超えて介護休業を取得した労働者に対する不利益取扱いを禁止すべきではないか。
- ・要支援1・2の訪問介護・通所介護を地方自治体の介護予防・日常生活支援総合事業に移行することは一旦停止して、実態を調査すべきではないか。
- ・介護保険の軽度者に対する生活援助サービスや福祉用具貸与等を原則自己負担にすべき旨の昨年6月の財政制度等審議会建議に対する厚生労働大臣の所見を伺いたい。

岡 本 充 功 君 (民維ク)

- ・本日は春闘の集中回答日であるが、これまでの経営側の回答状況について厚生労働大臣の所感を伺いたい。
- ・労働移動支援助成金の対象者3,304人のうち平成27年12月末時点の未就職者が601人との状況について、厚生労働大臣の評価を伺いたい。
- ・高齢者とは特質が異なる子どもの介護について休業制度及び給付の在り方を検討すべきと考えるが、厚生労働大臣の見解を伺いたい。

初 鹿 明 博 君 (民維ク)

- ・介護期間がかなり長期化した場合に介護休業を取得できる期間や回数の制限をリセットできるようにすべきではないか。
- ・介護保険サービスでは毎月モニタリングを行う必要があることを踏まえ介護休暇は少なくとも年6回を付与すべきではないか。
- ・学童保育が18時までしか利用できない実態があることから、育児のための勤務時間短縮制度の対象年齢を引き上げるべきではないか。

井 坂 信 彦 君 (民維ク)

- ・失業なき労働移動を目指すはずの労働移動支援助成金は成果が出ておらず、根本的に再検討すべきではないか。
- ・再就職先を探すことは労働契約法が規定する労務の提供には該当しないということを法律上明記すべきではないか。
- ・紛争の発生が予見される案件については当事者からの求めを待たず個別労働関係紛争解決促進法に規定する未然防止の援助を行うべきではないか。